

北海道 第3回定例会（9月12日～10月6日）

北海道議会議員 石川 さわ子

2023年度北海道一般会計補正予算、石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算など議案22件が可決された。一般会計は396億円を追加し、総額は3兆1,912億円となった。補正予算には、中国における日本産水産物の全面輸入停止措置への緊急的な対応として、道産水産物の消費拡大に向けた取組支援に8,800億円、新型コロナウイルス感染症患者の治療等に従事する医療従事者の勤務環境改善等への支援に1億5,311万円等を盛り込んだ。道の財政健全化に向け、減債基金への計画的積戻しは評価するものの、実質公債費比率の改善に向けた取組を継続すべきです。意見書は「ALPUS処理水の海洋放出に伴う影響への確実な対応を求める意見書」など6件が可決された。

予算特別委員会（保健福祉部9/29、環境生活部10/2、総合政策部10/3、総務部10/3）

質	問	答弁
1. 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について	（1）副反応疑い事例等の公表について ・副反応疑い報告の状況については、たとえば、神奈川県は総接種回数、死亡報告数、アナフィラキシー報告数、島根県は、接種回数、副反応疑い事例報告件数、兵庫県は確定摂取回数、副反応疑い件数、副反応の頻度割合をホームページで公表している。道においても副反応疑い事例報告数、死亡報告数を公表すべきと考えるが所見を伺う。	（1）（感染症対策局長） ・副反応疑い報告制度において、国は、ワクチン接種との因果関係に関する評価結果や患者の居住地域は公表しない取扱いとしていることから、道では、道内の報告数は承知していない。なお、医療機関から国に報告された疑い症例は、健康新疾制度の調査に繋げるなどの目的で、国から市町村に情報提供が行われており、一部の自治体において、こうした情報に基づき、医療機関の報告数を独自に公表しているが、ワクチン接種との因果関係が判然しないなどの情報を公表することは、道民の皆様のワクチン接種に対する誤解を招くおそれがあると考えている。 （2）（感染症監視課監） ・これまで、北海道薬剤師会にご協力いただき、副反応等に関する専門的な相談窓口を委託により開設するとともに、道として、保護者や子どもも向けの啓発資料を独自に作成し、教育庁や関係部局との連携の下、小学校や幼稚園、保育園に配布するなどして、その普及・啓発を図るなどが、多様な手法により、丁寧な情報発信に努めています。道としては、今後の計画策定に係る議論等を踏まえた上で、民間団体との協働の在り方や、育成に資する取組、必要な支援等について具体的に検討していく。
2. 困難な問題を抱える女性への支援について	（1）民間団体の育成等について ・女性支援法がめざす社会の実現に向け、民間団体との協働が支援法の柱の一つになつたことは評価されるところ。民間団体自らも支援員を養成しているが、道として、その専門性をこれまで以上に認めて、協働していくため、財政的な部分など支援していくべきと考えるがいかがか伺う。 （2）副反応による情報提供について ・コロナワクチンは生後6ヶ月以上の人に対しリスクとベネフィットを十分な理解のもと受けけるよう自治体や国はすすめている。副反応に対する心配を養成していくが、道として、その専門性をこれまで以上に認め、協働していく考えが所見を伺う。	（1）（子ども家庭支援課長） ・民間団体の育成等について、いわゆる困難女性支援法においては、都道府県が民間団体と協働して困難な問題を抱える女性への支援を行うことや、当該団体に対して必要な援助に努めることが規定されているところでございます。道としては、今後の計画策定に係る議論等を踏まえ、生後6か月以上の方を対象に、いわゆる秋開始接種をすすめていることから、保護者の皆様や子どもたちの十分な理解の下、接種を検討いただけけるよう、引き続き、市町村と連携して、しっかりと取組を進めていく。 （2）（子育て支援担当局長） ・現在、道では、DV被害者等への支援による相談対応や、道内8か所の民間シェルターに業務を委託し、迅速かつ広域的に一時保護を行うほか、各振興局に配置している男女平等参画推進員による相談対応などにより、各市町村と連携し、道内全域における支援を実施している。道としては、こうしたこれまでの支援の枠組も活用しながら、DV被害者等だけでなく、若年女性や、複合化・複雑化した様々な困難を抱える女性が、道内のどの地域でも必要な支援が受けられるよう努めるとともに、審議会での議論等を踏まえ、より効果的な支援のあり方にについて検討し、すべての女性が安心して、かつ、自立して暮らすことができる地域づくりに取り組んでいく。 （3）（保健福祉部長） ・現行の温泉法における掘削許可の基準では、安全性確保の観点から、可燃性天然ガスが噴出するおそれがある場合に限り、噴出防止装置の設置を要件としている。今回の事案では可燃性天然ガスではないものの、事業者が想定しているかなかったことから、道としては、噴出し、結果として、周辺環境や住民生活に影響を及ぼす事態となつたことから、道とともに、毎年度策定する推進方策においてカメラを含む防犯設備の効果的な設置方法等を分かりやすく示せるよう検討するなど、地域の実情に応じた防犯対策の推進に努めていく。 （4）（くらし安全局長） ・道としては、引き続き、道警察などと緊密に連携しながら、この指針を運用していくとともに、年に検討をするよう検討するなど、地域の実情に応じた防犯対策の推進に努めていく。
3. 蘭越町の水蒸気噴出について	（1）地域格差のない支援について ・道内市町村の困難を抱える女性に対し、地域格差のない支援が支障法の柱の一つになつたことは評価されるが、どのように支援するのか伺う。	（1）（計画局長） ・道としては、引き続き、道警察などと緊密に連携しながら、この指針を運用していくとともに、年に検討するよう検討するなど、地域の実情に応じた防犯対策の推進に努めていく。
4. 犯罪のない安全・安心な地域づくりについて	（1）蘭越町の水蒸気噴出について ・道において、ゼロカーボンをすすめるために地域の特性を生かした地熱開発など再生可能エネルギー利用を進めることは重要なだが、環境影響を最低限にするべき。今回の事故を踏まえ、地熱開発に向けた掘削の際、同様の事故を起こさないため、今後、どのように取り組むのか伺う。	（1）（計画局長） ・道としては、道民の皆様からの貴重なご意見を通じ把握した地域の実情を踏まえ、「成長と潜在力の発揮」「重要課題への対応」「各地域の発展」といった3つの視点を基に、引き続き、政策展開の方向性の具体的な検討に反映し、素案を取りまとめていく。また、計画の成案に向けても、市町村への意見照会やパブリックコメントを通じて道民の皆様のご意見を伺い、計画の実効性向上につなげていく。
5. 新たな北海道総合計画について	（1）犯罪のない安全で安心な地域づくり条例について ・「犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」に沿つた地域づくりを進めるにあたって、たとえば他県が行っているように、特殊詐欺等の悪質な犯罪被害を防止するため、新たな指針を策定するなど検討してはいかがか伺う。	（1）（総務部長兼北方領土対策本部長） ・道としては、道民の皆様からの貴重なご意見を通じ把握した地域の実情を踏まえ、「成長と潜在力の発揮」、「重要課題への対応」、「各地域の発展」といった3つの視点を基に、引き続き、政策展開の方向性の具体的な検討に反映し、素案を取りまとめていく。また、計画の成案に向けても、市町村への意見照会やパブリックコメントを通じて道民の皆様のご意見を伺い、計画の実効性向上につなげていく。
6. 新たな北海道総合計画について	（1）新たな北海道総合計画について ・この計画は、道民や市町村を始め多様な主体と連携しながら、ともに行動するための指針となる計画であることから、把握した道民の意向を計画にしつかり反映させることが重要と考える。新たな計画の策定にあたり、若い世代を中心とした道民の声をどのように計画に反映するのかが伺う。	（1）（総務部長兼北方領土対策本部長） ・空調設備の更新などについては、各振興局の施設管理者である、振興局長が作成する長期保全計画に基づきまして、更新周期も踏まえた上で、計画的に行ってきているところ。その後の振興局への冷房設置については、施設管理者からの要望に基づき、設置するための工法や費用などを勘案するほか、学校など早急に対応が求められている施設への設置の状況なども考慮した検討が必要と考えている。
7. 北海道原子力防災計画について	（1）福島第一原発事故時の原発から60km離れた福島市では放射性ブルーム通過時に24.24μSv/hを記録していたことから、30km圏内であるUPZ地域において安定ヨウ素剤の住民への事前配布をすすめていくべきだがいかが伺う。	（1）（総務部長兼北方領土対策本部長） ・PAZ内の住民には、避難の際に、指示に基づき速やかに安定ヨウ素剤が服用できるよう、事前に配布しておく必要があるとし、UPZ内の住民には、避難や一時移転の際に緊急配布できる体制を整備する必要があるとしている。また、規制庁はUPZ外における防護対策に關し、万が一の際の緊急防護措置としては、施設管理からのお問い合わせを示している。なお、内閣府では、UPZ内において安定ヨウ素剤が不足した場合や、UPZ外において必要とする場合にも備え、本道を含む全国5箇所に備蓄を行っている。